

事務連絡  
令和3年3月5日

西宮市指定介護保険サービス  
(通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市法人指導課長  
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い  
についての留意事項について等の廃止について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等で示しているところです。

厚生労働省より、「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等の令和3年度における取扱いについて」(令和3年1月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)が発出されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについての留意事項について」(令和2年6月8日付西宮市法人指導課長ほか連名事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&Aについて」(令和2年6月16日付西宮市法人指導課長ほか連名事務連絡)は令和3年3月サービス提供分をもって廃止することといたします。

**【問い合わせ先】**

通所系サービス	法人指導課	居宅事業者指導チーム	(電話) 0798-35-3082
短期入所系サービス	法人指導課	法人認可・施設等指導チーム	(電話) 0798-35-3423
報酬請求関係	介護保険課	給付・適正化チーム	(電話) 0798-35-3048